

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（618））

2. 日時：平成30年1月23日 15時00分～17時35分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

伊藤安全審査官、津金安全審査官、日南川安全審査官、安田安全審査官、  
吉村安全審査官、千明技術研究調査官、郡安技術参与、竹内技術参与、  
山浦技術参与

（技術基盤グループ 地震・津波研究部門）

石田統括技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他6名

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則への適合性のうち「第4条 地震による損傷の防止」、「第5条津波による損傷の防止」及び「第43条 共通（基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する津波防護方針）」について、本日の提出資料に基づき説明があった。

（2）原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する津波防護方針について>

- 敷地に遡上する津波に対し防潮扉は流入を防止しているが、防潮扉の機能は防潮堤と同様に敷地に遡上する津波の越流は考慮しているのではないか。敷地に遡上する津波に対して防潮堤及び防潮扉に期待する機能及び設計方針について再度整理して提示すること。
- 施設・設備施工上生じうる隙間部等についての考慮において、新設の重大事故等対処設備を内包する建屋等は予め津波対策を考慮した設計とされているが、その具体的な対策を整理して提示すること。

（3）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所 地震による損傷の防止
- ・東海第二発電所 津波による損傷の防止
- ・東海第二発電所 重大事故等対処設備について